

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：群馬県

農業委員会名：高山村

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	411
自給的農家数	245
販売農家数	166
主業農家数	30
準主業農家数	15
副業的農家数	121

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	314
女性	145
40代以下	28

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	17
基本構想水準到達者	4
認定新規就農者	2
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	156	360	—	—	—	516
経営耕地面積	69	185	181	3	1	254
遊休農地面積	2.2	7.8	7.8			10
農地台帳面積	183	492	461.9	2	28.1	675

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 5年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	8	7
認定農業者	—	3
認定農業者に準ずる者	—	1
女性	—	1
40代以下	—	0
中立委員	—	2

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	8	8	2

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		516ha	42.7ha
課 題	優良農地のなかでも急傾斜地の多い地域(尻高地区)は面的集積が難しく遊休化が懸念される。農地の確保と有効利用を図る上で課題となっている。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	44.7ha	(うち新規集積面積	1ha)
		目標設定の考え方:再設定面積を含む新規契約を考慮した結果		
活動計画	担い手への農地利用集積に向けた斡旋活動(通年+重点的に11月)。また、タブレットPC導入により効率的な農地集積・集約を図る。			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	0経営体	2経営体	0経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	0ha	1.7ha	0ha
課 題	安定した農業、生産価値があれば若くて新規の農業者参入も期待できるが群馬県北部の中山間地域の農業経営は自然環境や農地の立地条件に大きく左右される部分が多くある。地域の状況に合わせた農地利用を進め、担い手の育成を図ることが先決。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	1経営体	参入目標面積	0.5ha
活動計画	新規参入者も必要だが、担い手の育成が重要。意欲ある農業希望者に対し農林課と連携し土地改良や補助金等を有効活用しながら推進を行う。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	526ha	10ha	1.90%
課 題	山あいや湿地、石が多く耕作困難な農地があるが、非農地判断や転用を促す。高齢による耕作放棄も懸念されるため利用集積や耕作指導を実施する必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 2ha		
	目標設定の考え方: 認定農業者への斡旋と個別農地活用相談		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期
		17人	8月～9月
	農地の利用意向調査	調査結果取りまとめ時期	10月～11月
		調査方法	これまでの調査結果により、A分類農地を中心に営農再開判断をし、所有者と個別相談を実施。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員からの情報をまとめ新たな遊休農地の確認を実施する。なおタブレットPCを活用し更なる効率化を図る。
その他	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		12月～1月	2月～7月

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	516ha	0ha
課 題	現在、違反転用は確認されていない。今後も確認作業を実施し違反転用の皆無に努める。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

活 動 計 画	日頃から、各地域の農地確認作業を農業委員会「農業委員・農地利用最適化推進委員」と事務局で実施。監視活動体制を整え違反転用の早期発見と対応を実施する。
---------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入